

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1 景観重要公共施設の基本的方針

道路や公園等の公共施設は、地域の景観形成の骨格や拠点を形成することが多く、地域の景観まちづくりを先導していく必要があります。本市には、景観を構成する重要な要素として、南魚沼市らしさを象徴するなど、地域のシンボルになりえる公共施設が多数存在し、これらの整備にあたっては、積極的に周辺景観に配慮することが求められます。

景観法においては、良好な景観の形成を進める上で、骨格となる道路や河川、都市公園などの特に重要な施設を景観重要公共施設[※]として位置付けることができます。景観重要公共施設に指定することで、整備に関する方針を定めることや対象となる施設に応じた占用許可基準や施設の設置のルールなどを個別に設けることができます。

具体的な施設の指定は、国や県等の施設管理者との協議を適宜進めながら、景観重要公共施設の指定基準に従い、必要に応じて進めます。

また、施設の整備に当たっては、景観計画区域又は景観形成地区の景観形成方針等を踏まえ、各施設の整備方針に基づき、施設整備を行います。

※ 景観重要公共施設とは、法第8条第2項第4号ロに規定する「特定公共施設」（道路、河川、都市公園など）であって、良好な景観の形成に重要なもののこと。

■景観重要公共施設の指定基準

次の①～③のいずれかの条件を満たす公共施設

- ① 南魚沼市らしい自然、歴史、文化、風土等の特色を示す公共施設の区間又は区域
- ② 市民や来訪者が頻繁に利用し、又は親しまれ、景観上特に重要と考えられる公共施設の区間又は区域
- ③ その他、本市の景観形成に大きな影響を与えると考えられる公共施設の区間又は区域

■指定に向けて検討する景観重要公共施設の候補（例）

道 路：魚沼スカイライン（一般県道田沢小栗山線）、国道17号、国道291号、道の駅南魚沼等

河 川：魚野川、登川、水無川、三国川等

都市公園：八色の森公園（奥只見レクリエーション都市公園・浦佐地域）

2 景観重要公共施設の整備に関する方針

(1) 景観重要道路

- ・地域の特性や周辺との調和に配慮します。
- ・道路舗装は、安全性や快適性に配慮し、周辺と調和する素材・色彩を使用します。
- ・街路灯や防護柵等の道路付属物は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努めます。
- ・街路樹や植栽等の道路緑化により、潤いのある景観の形成に努めます。

(2) 景観重要河川

- ・地域の特性や周辺との調和に配慮します。
- ・周囲の植生や生態系の保全を図り、自然素材等を使用するように努めます。
- ・河川付属物は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努めます。
- ・市民が身近に潤いを感じることができる、親水性豊かな河川空間の形成に努めます。

(3) 景観重要都市公園

- ・地域の特性や周辺との調和に配慮します。
- ・周囲の植生や生態系の保全を図り、統一感のある植樹や植栽に努めます。
- ・広場、休憩所、遊具等の公園施設は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努めます。